

# 単体自己資本情報

●単体自己資本の構成に関する事項(第2条第3項第1号)、単体自己資本比率および単体基本的項目比率(第2条第3項第2号へ)

(単位:百万円)

項 目	平成18年9月30日	平成19年9月30日(注1)
資本金	44,067	54,072
うち非累積の永久優先株	20,000	6,000
新株式申込証拠金	—	—
資本準備金	—	10,000
その他資本剰余金	29,632	—
利益準備金	120	210
その他利益剰余金	20,813	14,002
その他	—	—
自己株式 (Δ)	56	73
基本的項目		
自己株式申込証拠金	—	—
社外流出予定額 (Δ)	—	—
その他有価証券の評価差損 (Δ)	1,281	1,190
新株予約権	—	—
営業権相当額 (Δ)	—	—
のれん相当額 (Δ)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (Δ)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (Δ)	—	4,016
計 (A)	93,295	73,005
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	—	—
補完的項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,770	1,760
一般貸倒引当金	5,560	5,925
負債性資本調達手段等	10,000	10,000
うち永久劣後債務 (注3)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	10,000	10,000
計	17,330	17,686
うち自己資本への算入額 (B)	17,330	17,686
控除項目		
控除項目(注5) (C)	550	550
自己資本合計 (A)+(B)-(C) (D)	110,075	90,141
リスク・アセット等		
資産(オン・バランス)項目	877,876	867,119
オフ・バランス取引等項目	11,746	10,474
信用リスク・アセットの額 (E)	889,623	877,594
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (F)	—	70,538
計(E)+(F) (G)	889,623	948,133
単体自己資本比率(国内基準) = (D)/(G) × 100 (%)	12.37	9.50
基本的項目比率 = (A)/(G) × 100 (%)	10.48	7.69
総所要自己資本額 = (G) × 4%	35,584	37,925

- (注)1「単体自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月31日より銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に基づき算出しております。なお、平成18年9月30日は旧告示により算出しております。
- 2 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第43条第1項第1号(旧告示第32条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。
- 6 当行は国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

# 単体自己資本情報

●自己資本の充実度に関する事項(第2条第3項第2号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳  
 所要自己資本の額(単体)

(単位:百万円)

項 目		平成19年9月30日
信用リスク (オン・ バランス)	1. 現金	-
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	64
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0
	4. 国際決済銀行等向け	-
	5. 我が国の地方公共団体向け	-
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-
	7. 国際開発銀行向け	-
	8. 我が国の政府関係機関向け	52
	9. 地方三公社向け	97
	10. 金融機関及び証券会社向け	382
	11. 法人等向け	13,759
	12. 中小企業等向け及び個人向け	7,017
	13. 抵当権付住宅ローン	1,588
	14. 不動産取得等事業向け	5,150
	15. 三月以上延滞等	361
	16. 取立未済手形	-
	17. 信用保証協会等による保証付	145
	18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
	19. 出資等	980
	20. 上記以外	2,959
	21. 証券化(オリジネーターの場合)	2,021
	22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	102
	23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-
	オン・バランス合計	34,684
信用リスク (オフ・ バランス)	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	-
	3. 短期の貿易関連偶発債務	4
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	61
	5. NIF又はRUF	-
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	4
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	335
	(うち有価証券の保証)	335
	(うち手形引受)	-
	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	-
	(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	-
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-
	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	-
	控除額	(△)
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	11	
12. 派生商品取引	1	
(1)外為関連取引	0	
(2)金利関連取引	0	
(3)金関連取引	-	
(4)株式関連取引	1	
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	
(6)その他のコモディティ関連取引	-	
(7)クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	-	
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	(△)	
13. 長期決済期間取引	-	
14. 未決済取引	-	
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	
	オフ・バランス合計	418
	信用リスクに対する所要自己資本の額	35,103
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,821
	信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額	37,925

(注)1.前中間期(平成18年9月30日)は、新しい自己資本比率規制(平成18年金融庁告示第19号)に基づく所要自己資本の額を算出していないため記載しておりません。  
 2.信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。  
 3.信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。  
 株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)  
 4.信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。  
 5.複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産毎に記載しております。  
 6.ローン・パーティシパシオン取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。  
 7.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。

# 単体自己資本情報

## ●信用リスクに関する次に掲げる事項(単体)(第2条第3項第3号)

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳  
 ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳  
 ハ. 三か月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成19年9月30日				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三か月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
製造業	61,789	59,796	540	-	521
農 業	3,230	3,230	-	-	74
林 業	7	7	-	-	-
漁 業	868	868	-	-	2
鉱 業	1,911	1,911	-	-	40
建設業	66,793	66,341	-	-	785
電気・ガス・熱供給・水道業	16,721	11,320	150	-	11
情報通信業	9,941	8,370	-	-	9
運輸業	26,325	25,289	349	-	17
卸・小売業	122,954	121,774	550	-	428
金融・保険業	144,946	56,654	38,854	59	0
不動産業	213,628	211,914	1,605	-	1,457
各種サービス業	207,254	188,187	15,782	-	937
国・地公体	283,518	96,687	183,930	197	-
個 人	252,857	252,856	-	-	3,051
その他	87,600	-	-	-	19
合 計	1,500,351	1,105,214	241,763	257	7,359
国内計	1,483,993	1,105,214	229,593	257	7,359
国外計	16,357	-	12,170	-	-
合 計	1,500,351	1,105,214	241,763	257	7,359
1年以下	354,468	258,094	53,754	199	2,184
1年超3年以下	127,837	63,318	61,574	8	276
3年超5年以下	181,149	114,928	65,585	-	404
5年超7年以下	68,622	63,155	3,605	49	237
7年超10年以下	163,036	124,995	38,040	-	759
10年超	509,020	480,677	19,203	-	3,476
期間の定めのないもの	96,217	44	-	-	19
合 計	1,500,351	1,105,214	241,763	257	7,359

- (注)1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いております。  
 2. 「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三か月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。  
 3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

## 二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金勘定の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成19年度中間期			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	6,053	7,204	6,053	7,204
個別貸倒引当金	7,988	542	1,687	6,842
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合 計	14,041	7,747	7,741	14,047

# 単体自己資本情報

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成19年度中間期			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	1,080	53	212	921
農業	28	2	20	10
林業	-	-	-	-
漁業	6	-	1	5
鉱業	56	-	56	-
建設業	726	21	169	578
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	3	-	1	2
運輸業	198	87	75	210
卸・小売業	4,231	159	654	3,737
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	252	52	60	244
各種サービス業	651	113	231	532
国・地公体	-	-	-	-
個人	710	51	171	589
その他	42	-	30	11
合計	7,988	542	1,687	6,842
国内計	7,988	542	1,687	6,842
国外計	-	-	-	-

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成19年度中間期
製造業	269
農業	189
林業	-
漁業	-
鉱業	137
建設業	6,365
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	7
運輸業	6
卸・小売業	530
金融・保険業	-
不動産業	6,011
各種サービス業	3,819
国・地公体	-
個人	1,626
その他	2
合計	18,965
国内計	18,965
国外計	-

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年9月30日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	-	-	322,535	322,481
10%	-	-	49,641	49,641
20%	19,408	19,408	67,232	67,232
35%	-	-	113,469	113,469
50%	28,050	28,050	1,272	1,169
75%	-	-	235,978	235,233
100%	3,404	3,404	566,888	561,442
150%	-	-	5,176	4,759
350%	409	409	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	51,273	51,273	1,362,193	1,355,430

(注)1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびノンプリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

# 単体・連結自己資本情報

## ●信用リスク削減手法に関する事項(単体)(第2条第3項第4号)

イ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年9月30日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	-	19,924
金	-	-
適格債券	-	38,001
適格株式	-	-
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保 計	-	57,925
適格保証	-	19,650
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	-	19,650
上記 計	-	77,576

(注) 1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。  
2. ファンドに含まれるエクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

## ●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(第2条第3項第5号、第4条第3項第6号)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、為替予約その他の派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コスト額の合計額は5百万円です。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引区分ごとの与信相当額を含む。)

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成19年9月30日
派生商品取引	257
外国為替関連取引及び金関連取引	199
金利関連取引	58
株式関連取引	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-
その他コモディティ関連取引	-
クレジットデリバティブ	-
合計	257

(注) 1. 原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。  
2. ファンドに含まれるエクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

ニ. ロのグロス再構築コスト額およびグロスのアドオン額の合計額とハの与信相当額は一致しております。

ホ. 担保の種類別の額

信用リスク削減手法を用いた担保の種類および金額

該当ありません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成19年9月30日
派生商品取引	257
外国為替関連取引及び金関連取引	199
金利関連取引	58
株式関連取引	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-
その他コモディティ関連取引	-
クレジットデリバティブ	-
合計	257

(注) 1. 原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。  
2. ファンドに含まれるエクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

(第2条第3項第6号、第4条第3項第7号)

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
住宅ローン債権	83,928
合計	83,928

(2) 原資産を構成する三か月以上延滞エクスポージャー等の額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日(平成19年度中間期)	
	三か月以上延滞エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	419	-
合計	419	-

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
住宅ローン債権	23,461
合計	23,461

(4) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高および所要自己資本

(単位:百万円)

	平成19年9月30日	
	残高	所要自己資本
0%	-	-
20%	-	-
50%	-	-
100%	-	-
自己資本控除	23,461	23,461
合計	23,461	23,461

(注) 当行が保有する証券化エクスポージャーは無格付であるため、上表の区分に整理されますが、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
住宅ローン債権	4,016
合計	4,016

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当ありません。

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ありません。

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額

該当ありません。

# 単体・連結自己資本情報

(10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
当行がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額	51,137

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳  
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
リース債権	-
事業者向け貸出	4
商業用不動産	1,987
社債	409
クレジットカード与信	1,249
住宅ローン債権	2,448
合計	6,100

(2) 保有する証券化エクスポージャー

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高および所要自己資本

(単位:百万円)

	平成19年9月30日	
	残高	所要自己資本
0%	-	-
20%	5,690	45
50%	-	-
100%	-	-
350%	409	57
自己資本控除	-	-
合計	6,100	102

(3) 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置))の適用により算出されるリスク・アセットは該当ありません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項(単体)  
(第2条第3項第8号)

イ. 貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額  
出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年9月30日	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	13,882	
上場に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,528	
合計	16,410	

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
子会社・子法人等	44
関連法人等	0
合計	44

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額  
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年度中間期
売却損益額	228
償却額	296

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,199

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-

(注) フォンドに含まれる株式等エクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

●銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額(第2条第3項第10号、第4条第3項第11号)

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
金利ショックに対する経済価値の増減額	△3,811

計測手法:bpV(basis point Value)

金利ショック:上方1%平行移動

# 連結自己資本情報

●連結自己資本の構成に関する事項(第4条第3項第2号)、連結自己資本比率および連結基本的項目比率(第4条第3項第3号へ)

(単位:百万円)

項 目	平成18年9月30日	平成19年9月30日(注1)
資本金	44,067	54,072
うち非累積的永久優先株	20,000	6,000
新株式申込証拠金	-	-
資本剰余金	29,637	10,004
利益剰余金	21,104	14,399
自己株式 (Δ)	72	89
自己株式申込証拠金	-	-
社外流出予定額 (Δ)	-	-
その他有価証券の評価差損 (Δ)	1,280	1,189
基本的項目		
為替換算調整勘定	-	-
新株予約権	-	-
連結子法人等の少数株主持分	1,787	2,002
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
営業権相当額 (Δ)	-	-
のれん相当額 (Δ)	-	-
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (Δ)	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (Δ)	-	4,016
計 (A)	95,243	75,184
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	-	-
補完的項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,770	1,760
一般貸倒引当金	5,603	5,986
負債性資本調達手段等	10,000	10,000
うち永久劣後債務 (注3)	-	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	10,000	10,000
計	17,373	17,747
うち自己資本への算入額 (B)	17,373	17,747
控除項目		
控除項目 (注5) (C)	550	550
自己資本合計	(A)+(B)-(C) (D)	92,380
リスク・アセット等		
資産(オン・バランス)項目	884,672	874,076
オフ・バランス取引等項目	11,843	9,565
信用リスク・アセットの額 (E)	896,515	883,641
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (F)	-	74,180
計(E)+(F) (G)	896,515	957,821
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (G) × 100 (%)	12.50	9.64
基本的項目比率 = (A) / (G) × 100 (%)	10.62	7.84
総所要自己資本額 = (G) × 4%	35,860	38,312

- (注)1.「連結自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月31日より銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に基づき算出しております。なお、平成18年9月30日は旧告示により算出しております。
2. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。  
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること  
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第31条第1項第1号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額であります。
6. 当行は国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

# 連結自己資本情報

●自己資本の充実度に関する事項(第4条第3項第3号)

イ.信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳  
所要自己資本の額(連結)

(単位:百万円)

項 目		平成19年9月30日
信用リスク (オン・ バランス)	1. 現金	-
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	64
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0
	4. 国際決済銀行等向け	-
	5. 我が国の地方公共団体向け	-
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-
	7. 国際開発銀行向け	-
	8. 我が国の政府関係機関向け	52
	9. 地方三公社向け	97
	10. 金融機関及び証券会社向け	383
	11. 法人等向け	13,528
	12. 中小企業等向け及び個人向け	7,137
	13. 抵当権付住宅ローン	1,588
	14. 不動産取得等事業向け	5,150
	15. 三月以上延滞等	526
	16. 取立未済手形	-
	17. 信用保証協会等による保証付	145
	18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
	19. 出資等	996
	20. 上記以外	3,167
	21. 証券化(オリジネーターの場合)	2,021
	22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	102
	23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-
	オン・バランス合計	34,963
信用リスク (オフ・ バランス)	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	-
	3. 短期の貿易関連偶発債務	4
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	61
	5. NIF又はRUF	-
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	4
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	298
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額	-
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	11
	12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2) 金利関連取引 (3) 金関連取引 (4) 株式関連取引 (5) 貴金属(金を除く)関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	1
	13. 長期決済期間取引	-
	14. 未決済取引	-
	15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
	16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
	オフ・バランス合計	382
信用リスクに対する所要自己資本の額		35,345
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		2,967
信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額		38,312

(注)1.前中間期(平成18年9月30日)は、新しい自己資本比率規制(平成18年金融庁告示第19号)に基づく所要自己資本の額を算出していないため記載しておりません。  
2.信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。  
3.信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。  
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)  
4.信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。  
5.複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産毎に記載しております。  
6.ローン・パーティシパシオン取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。  
7.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。



# 連結自己資本情報

●信用リスクに関する次に掲げる事項(連結)(第4条第3項第4号)

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ハ. 三か月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成19年9月30日				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三か月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、モロト外及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
製造業	61,982	59,796	540	-	524
農業	3,240	3,230	-	-	82
林業	7	7	-	-	-
漁業	889	868	-	-	23
鉱業	1,951	1,911	-	-	40
建設業	66,886	66,341	-	-	859
電気・ガス・熱供給・水道業	16,721	11,320	150	-	11
情報通信業	9,965	8,370	-	-	9
運輸業	26,333	25,289	349	-	17
卸・小売業	123,119	121,787	550	-	508
金融・保険業	138,129	49,783	38,854	59	0
不動産業	214,689	212,748	1,605	-	2,515
各種サービス業	207,491	188,187	15,782	-	1,074
国・地公体	283,869	96,687	184,280	197	-
個人	264,852	258,785	-	-	5,924
その他	89,067	-	-	-	19
合計	1,509,198	1,105,118	242,114	257	11,612
国内計	1,492,840	1,105,118	229,944	257	11,612
国外計	16,357	-	12,170	-	-
合計	1,509,198	1,105,118	242,114	257	11,612
1年以下	357,666	254,370	53,954	199	6,438
1年超3年以下	129,858	65,188	61,725	8	276
3年超5年以下	182,331	116,111	65,585	-	404
5年超7年以下	68,834	63,367	3,605	49	237
7年超10年以下	163,310	125,270	38,040	-	759
10年超	509,051	480,677	19,203	-	3,476
期間の定めのないもの	98,145	134	-	-	19
合計	1,509,198	1,105,118	242,114	257	11,612

- (注)1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いております。  
 2. 「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三か月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。  
 3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金勘定の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成19年度中間期			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	7,531	9,350	7,531	9,350
個別貸倒引当金	8,927	543	1,690	7,780
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合計	16,459	9,894	9,222	17,130

# 連結自己資本情報

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成19年度中間期			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	1,080	53	212	921
農業	28	2	20	10
林業	-	-	-	-
漁業	6	-	1	5
鉱業	56	-	56	-
建設業	726	21	169	578
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	3	-	1	2
運輸業	198	87	75	210
卸・小売業	4,231	159	654	3,737
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	1,063	53	60	1,056
各種サービス業	651	113	231	532
国・地公体	-	-	-	-
個人	835	51	174	711
その他	45	0	30	14
合計	8,927	543	1,690	7,780
国内計	8,927	543	1,690	7,780
国外計	-	-	-	-

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成19年度中間期
製造業	269
農業	189
林業	-
漁業	-
鉱業	137
建設業	6,365
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	7
運輸業	6
卸・小売業	530
金融・保険業	-
不動産業	6,011
各種サービス業	3,819
国・地公体	-
個人	1,660
その他	2
合計	18,999
国内計	18,999
国外計	-

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年9月30日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	-	-	322,887	322,833
10%	-	-	49,641	49,641
20%	19,408	19,408	67,292	67,292
35%	-	-	113,469	113,469
50%	28,050	28,050	1,426	1,220
75%	-	-	245,011	244,264
100%	3,497	3,497	563,706	558,125
150%	-	-	7,513	6,399
350%	409	409	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	51,366	51,366	1,370,947	1,363,246

(注)1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびノンプライム準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

# 連結自己資本情報

## ●信用リスク削減手法に関する事項(連結)(第4条第3項第5号)

イ.ロ.信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年9月30日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	-	19,924
金	-	-
適格債券	-	38,001
適格株式	-	-
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保 計	-	57,925
適格保証	-	19,650
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	-	19,650
上記 計	-	77,576

(注)1.「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載してあります。

2.ファンドに含まれるエクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

## ●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項(連結)(第4条第3項第9号)

イ.連結貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年9月30日	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	13,886	
上場に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	2,958	
合計	16,845	

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
子会社・子法人等	-
関連法人等	153
合計	153

ロ.出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額  
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年度中間期
売却損益額	228
償却額	296

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	1,200

ニ.連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年9月30日
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	-

(注)ファンドに含まれる株式等エクスポージャーにつきましては、含んでおりません。